

公的電子証明書に関する海外事例

公的電子証明書に関する海外事例(1/5)

	項目	日本	韓国	フィンランド	デンマーク	ベルギー
1	人口	1億2800万人	4700万人	500万人	540万人	1045万人
2	開始時期	2004年1月	1999年	1999年	2001年	2004年
3	公的電子証明書の発行枚数	32万枚 (2007年11月)	1380万枚 (2006年10月)	13万枚 (2006年12月)	81万枚 (2007年1月)	579万枚 (電子証明書を格納したIDカードの発行枚数) (2007年9月)
4	公的電子証明書の用途	署名	・署名 ・認証	・署名 ・認証 ・暗号化	・署名 ・認証 ・暗号化	・署名 ・認証
5	公的電子証明書の形態	署名用のみしか存在せず	1枚の証明書を署名用と認証用の用途に使用	署名用で1枚、認証用と暗号化用で1枚の証明書を使用	1枚の証明書を署名用、認証用、暗号化用の用途に使用	署名用で1枚、認証用で1枚の証明書を使用
6	署名用証明書と認証用証明書との関係(紐付けの有無等)	なし	同一の証明書	同時に発行 共通のSATU番号(住民登録番号から生成される電子識別番号)を記載	同一の証明書	同じICカード(IDカード)に格納される

公的電子証明書に関する海外事例(2/5)

	項目	日本	韓国	フィンランド	デンマーク	ベルギー
7	証明書内に記載されている個人を特定する情報	基本4情報 (氏名、性別、生年月日及び住所)	・氏名 ・住民登録番号のハッシュ値(オプション)	・氏名 ・SATU番号(住民登録番号から生成される電子識別番号) ・メールアドレス(オプション)	・氏名 ・PID(住民登録番号から生成される電子識別番号) ・住所(オプション) ・メールアドレス(オプション) ・ニックネーム(オプション)	・氏名 ・国民登録機関(RRN)から提供される11桁のシリアル番号
8	公的電子証明書の格納媒体	・住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体	・パソコンのハードディスク ・USBメモリ ・フロッピーディスク ・CD-ROM ・ICカード ・携帯電話の本体メモリ	・ICカード ・携帯電話のSIMカード	・パソコンのハードディスク	・ICカード(IDカード)
9	公的電子証明書を発行する機関(認証局)	都道府県	・国に認可された官民の機関 ・2007年3月現在6機関	・住民登録センタ ・2007年3月現在1機関	・国に認可された官民の機関 ・2007年3月現在TDC1社	・Certipost(半官半民)
10	公的電子証明書の発行手続	居住地の市区町村窓口で実在性確認／本人確認後、住民基本台帳カードに格納	認証局または登録局の窓口で実在性確認／本人確認後、サイト上で発行	オンライン申請し、最寄りの警察署にて本人確認後に交付	オンライン申請するとワンタイムパスワードが自宅に郵送され、オンラインでダウンロード	IDカード申請時に合わせて申請。自治体の窓口で実在性確認／本人確認後、証明書を格納したIDカードを発行。窓口で証明書を活性化

公的電子証明書に関する海外事例(3/5)

	項目	日本	韓国	フィンランド	デンマーク	ベルギー
11	公的電子証明書の鍵生成場所	市区町村窓口の鍵ペア生成装置で利用者が生成	利用者側のアプリケーションプログラムにて利用者が生成	住民登録カードの場合は、警察署で生成 SIMカードの場合は、工場で生成	利用者側のブラウザプラグインで、利用者が生成	IDカード製造企業（Zetes社）が生成し、IDカードに格納
12	公的電子証明書のオンライン発行	不可	可能 （登録局でオンラインバンキングサービス等の申込時にすでに本人確認を行っている場合）	不可 （警察署での交付以外の場合は法的拘束力がなくなる）	可能 （オンライン発行のみ）	（不明）
13	公的電子証明書の発行時の実在性確認／本人確認手段	・基本4情報を提出し、住民基本台帳ネットワークにて確認（実在性確認） ・官公庁等が発行した顔写真つきの身分証明書を窓口提示（本人確認）	・住民登録番号および氏名を提出し、信用評価機関のデータベースにて確認（実在性確認） ・住民登録カードその他の顔写真つきの公的身分証明書を窓口提示（本人確認）	・住民登録番号を住民登録センターのデータベースにて確認（実在性確認） ・最寄りの警察署での対面交付（本人確認）	・住民登録番号を住民登録センターのデータベースにて確認（実在性確認） ・住民登録番号から引き当てられた住所にワンタイムパスワードを郵送（本人確認）	（不明）
14	公的電子証明書の更新手続	新規発行時と同様の手続	既存の公的電子証明書を用いたオンライン更新のみ	新規発行時と同様の手続	既存の公的電子証明書を用いたオンライン更新のみ	（IDカード更新時に合わせて更新）
15	公的電子証明書のオンライン更新	不可	可能	不可	可能	（不明）
16	公的電子証明書の有効期間	3年	1年	5年	4年	5年

公的電子証明書に関する海外事例(4/5)

	項目	日本	韓国	フィンランド	デンマーク	ベルギー
17	公的電子証明書の発行手数料	500円	<ul style="list-style-type: none"> ・無料(用途限定) ・4,400ウォン(一般用) 	無料 (現在はカード発行手数料が40ユーロかかるが、2008年にはカードも無償配付の方向で計画中)	無料	10ユーロ(IDカード発行手数料として)
18	政府から認証局への補助金	政府および都道府県が運用費用を負担	なし	なし(国営)	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が発行手数料を負担 ・発行目標数達成時には認証局への報奨金あり 	(IDカード発行手数料は利用者と地方自治体で折半:地方自治体も1枚当たり10ユーロ負担する)
19	公的電子証明書を利用したサービス	各種行政サービスの申請	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政サービスの申請 ・住民情報データベースへのアクセス(ログイン) ・オンラインバンキング ・オンライン株取引 ・クレジットカード決済等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政サービスの申請 ・住民情報データベースへのアクセス(ログイン) ・オンラインバンキング ・NETPOSTI(郵便物の送り先変更手続等) ・オンライン教育(兵役) ・住民登録データ確認・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政サービスの申請 ・住民情報データベースへのアクセス(ログイン) ・通院・投薬歴閲覧 ・電子投票 ・民間サービス多数(掲示板、予約等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政サービスの申請 ・社会保障分野および医療分野への応用(計画中) ・住民情報データベースへのアクセス(ログイン) ・電子商取引 ・子ども同士のセキュアなチャット

公的電子証明書に関する海外事例(5/5)

	項目	日本	韓国	フィンランド	デンマーク	ベルギー
20	利用者へのインセンティブ	所得税の電子申告時における税金の一部控除	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスにて手数料の割引 税金の払い戻し 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告にて割引キャンペーン 税金の還付が書類申請よりも3ヶ月早く受けられる 	(不明)
21	利用の義務化	なし	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なサービスで義務化 オンラインバンキング オンライン株取引 オンラインショッピング(クレジットカードによる10万ウォン以上の決済) 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 法律により義務化を図る 公共機関の間におけるコミュニケーション手段で義務化 企業・市民を対象とした公的サービスの利用手段で義務化 	<p>12歳以上の国民にはIDカードの所持義務あり。</p> <p>2005年9月より発行IDカードはすべてIC化され、電子証明書を格納。(ただし、18歳未満は認証用証明書のみのみ)</p>
22	PKIに関わる法制度	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名法 公的個人認証法 認証業務及びこれに付帯する業務の実施に関する技術的基準 	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名法 公認認証局の施設設備基準に関する告示 CPSガイドラインに関する告示 公認認証局が採用する安全対策に関する告示 実在性確認及び本人確認に関する告示 	<ul style="list-style-type: none"> EU個人データ保護指令(95/46/EC) 個人データファイリング法 情報公開法 IDカード法 住民情報法 EU電子署名指令(1999/93/EC) 電子署名法 	<ul style="list-style-type: none"> EU電子署名指令(1999/93/EC) デンマーク電子署名法 電子サービス政府認証(OCES)規格 3種類のOCES認証ポリシー 国民登録法 EU個人データ保護指令(95/46/EC) 個人データ処理に関する法律 eDay eDay 2 	<ul style="list-style-type: none"> EU電子署名指令(1999/93/EC) 電子署名法 IDカードに関する法律

【出典】

○独立行政法人情報処理推進機構「IC・ID カードの相互運用可能性の向上に係る基礎調査シリーズ編 報告書」2007年1月

○F. Maes, “European Electronic Identity Practices: Country Update of Belgium”, Porvoo 10 Conference on Interoperable European Electronic Identities, Nov. 2006, http://porvoo10.net/p10/14_Country_update_Porvoo10_Belgium.ppt

○D. D. Cock, et al., “The Belgian Electronic Identity Card (Overview)”, In Sicherheit2005: Sicherheit - Schutz und Zuverlässigkeit, Beitrage der 3rd Jahrestagung des Fachbereichs Sicherheit der Gesellschaft für Informatik e.v. (GI), Lecture Notes in Informatics (LNI) LNI P-77, J. Dittmann (ed.), Bonner Kollen Verlag, pp. 298--301, 2006, <http://www.cosic.esat.kuleuven.be/publications/article-769.pdf>

○Certipost, "Citizen CA Certification Practice statement" Version 1.2, http://repository.eid.belgium.be/EN/downloads/Citizen/CPS_CitizenCA.pdf

○ObelIDホームページ, <http://eid.belgium.be/en/navigation/12000/index.html>